

(第48回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第48回 報 告 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

株式会社 JMS

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新興国の経済成長が引き続き力強く、欧州では債務危機の火種を依然抱えてはいるものの落ち着きを取り戻しつつあり、また、米国の景気回復基調もあって好転しつつあります。一方、国内経済は、昨年の政権交代以降、日銀の強力な金融政策もあって円安基調に大きく振れており、輸出の伸びが期待される一方で輸入環境は悪化しています。

そうした中、当社グループを取り巻く環境は、海外においては、新興国を中心とした医療市場が拡大する中で現地及び各国メーカーによる競争が激化しています。一方、国内においては、少子高齢化の進展、国家財政及び医療保険財政の深刻化を背景に、医療現場を支える観点から診療報酬は引き上げるものの、薬価・材料価格は引き下げ、医療費全体の伸びを抑える医療政策が継続しています。

このような環境の中、当社グループは、「患者様第一主義」の企業理念に基づき、お客様に感動を与える製品とサービスの提供を目指し、「医療の安全」、「医療の効率化」、「再生医療」の分野に積極的に取り組み、製品の開発、生産、販売を進め、経営の品質と企業価値の向上に引き続き努めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、こうした取り組みの一環として、医療現場での針刺し事故を防止する静脈留置カテーテル「セーフウイングキャス」や、口からの栄養摂取が困難な患者様の胃に直接栄養材等を容易に投与できる半固形状栄養材注入システム「ジェイフィード ペグアシスタ」や交換用胃ろうカテーテルキット「ジェイフィード ペグロック」を開発し、提供を開始いたしました。また、現在、千代田工場敷地内に電子線滅菌工場を新たに建設しており、完成後には、生産コストの低減、生産リードタイムの短縮による在庫削減と製品供給の一層のスピードアップを実現いたします。

当連結会計年度のシステム別業績に関しご報告申し上げます。

輸液輸血群におきましては、海外において、新興国向け血液バッグや米国向け成分献血用回路等の販売が増加したことに加え、国内において、ニードルレスアクセスポート「プラネクタ」を備えた輸液セット及び延長チューブの販売が引き続き拡大したことから、売上高は228億70百万円（前連結会計年度比9.1%増）となりました。

一般用品群におきましては、国内において、主力である医療用手袋の販売が拡大し、売上高は43億37百万円（前連結会計年度比4.7%増）となりました。

透析群におきましては、海外において、AVF針（血液透析用針）の販売が低調に推移したものの、国内において、人工腎臓用血液回路やプレフィルドシリンジ製剤「ヘパフィルド」の販売が拡大したため、売上高は157億93百万円（前連結会計年度比0.1%増）となりました。

循環器群におきましては、国内においてプレコネクトタイプの人工心肺回路の販売が伸びたものの、ペースメーカー及びその関連用品の販売が低調であったため、売上高は43億95百万円（前連結会計年度比0.6%減）となりました。

その他取扱商品の売上高は、16億71百万円（前連結会計年度比9.3%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比4.8%増加の490億68百万円となりました。

利益につきましては、国策により海外生産工場の労務費が高騰したほか、国内外での価格競争が激化したものの、増収による利益拡大に加え、積極的な省力化への取り組み等により、経常利益は18億79百万円（前連結会計年度比36.0%増）となりました。また、当期純利益は、前連結会計年度比35.5%増の12億77百万円となりました。

システム別販売実績

区 分	平成24年3月期 (前連結会計年度)		平成25年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
輸液輸血群	20,969	44.8	22,870	46.6	1,901	9.1
一般用品群	4,143	8.8	4,337	8.8	193	4.7
透 析 群	15,771	33.7	15,793	32.2	21	0.1
循 環 器 群	4,423	9.4	4,395	9.0	△27	△0.6
そ の 他	1,529	3.3	1,671	3.4	142	9.3
合 計	46,836	100	49,068	100	2,232	4.8

(注) 当社グループは、医療機器・医薬品の製造・販売を主な事業内容としており、上記の5システムにて事業活動を展開しております。

(参考) セグメント別販売実績

区 分	平成24年3月期 (前連結会計年度)		平成25年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	34,406	73.5	35,373	72.1	967	2.8
東南アジア	5,437	11.6	6,770	13.8	1,332	24.5
中 国	913	1.9	1,006	2.0	92	10.1
ド イ ツ	2,798	6.0	2,547	5.2	△251	△9.0
ア メ リ カ	2,175	4.6	2,134	4.4	△40	△1.9
そ の 他	1,105	2.4	1,236	2.5	130	11.8
合 計	46,836	100	49,068	100	2,232	4.8

- (注) 1. 当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本・東南アジア・中国・ドイツ・アメリカの5つを報告セグメントとしております。
2. 「その他」の区分は、国内子会社及び韓国の現地法人の事業活動を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は40億64百万円であり、その主なものは、生産能力強化のための設備及び老朽化設備の更新であります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度において設備投資資金の確保、財務基盤の強化などを目的として、公募増資及び第三者割当増資を行い総額17億77百万円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、海外においては、新興国を中心とした医療市場が拡大する中で現地及び各国メーカーによる競争が激化しており、一方、国内においては、少子高齢化の進展、国家財政及び医療保険財政の深刻化を背景に医療制度改革が継続して実施される等、引き続き厳しい状況が予測されま

す。このような環境の中、当社グループにおきましては、お客様に感動を与える製品とサービスの提供を目指し、次のとおり対応してまいります。

(医療の安全と効率化に貢献できる製品の開発)

「患者様第一主義」の企業理念に基づき、「医療の安全」を実現する感染・医療事故防止を目的とした製品群や、病院あるいは在宅での治療や看護を容易にする等、医療現場で求められる「医療の効率化」に貢献できる製品群の開発に引き続き注力すると共に、将来を担う「再生医療」など新規分野の製品開発についても積極的に取り組んでまいります。

(生産の効率化等)

生産に関しましては、生産効率の向上と技術革新に当社グループ全体で継続的に取り組み、一層の品質の安定化、コストの低減を進め、製品の競争力を高めていくと共に、効率のよい物流体制を整備・維持し、今後も安全・安心な製品を世界中の患者様、医療従事者の皆様のもとに届けてまいります。

(グローバル展開への取り組み)

国や地域によって選択の基準が異なる中、これまで培ってきた当社の製品力、技術力を活かし、それぞれの医療ニーズに合った医療機器を提供すべく、積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期	第 46 期	第 47 期	第 48 期
	(平成22年3月期)	(平成23年3月期)	(平成24年3月期)	(当連結会計年度 (平成25年3月期))
売 上 高(百万円)	45,124	45,587	46,836	49,068
経 常 利 益(百万円)	2,435	1,833	1,382	1,879
当 期 純 利 益(百万円)	1,506	1,291	942	1,277
1株当たり当期純利益(円)	34.85	29.91	21.84	29.41
総 資 産(百万円)	43,675	44,016	45,430	51,286
純 資 産(百万円)	24,339	24,723	25,184	29,462

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社) ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD.	百万シンガポールドル 16	100%	医療機器・医薬品の製造・販売
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	百万元 96	100%	医療機器の製造・販売
株式会社韓国メディカル・サプライ	百万ウォン 200	80.3%	医療機器の製造・販売
バイオニック・メディツィンテクニク GmbH	百万ユーロ 1	100%	医療機器・医薬品の販売
ジェイ・エム・エス・ノース・アメリカ・コーポレーション	百万米ドル 5	100%	医療機器・医薬品の販売
PT. ジェイ・エム・エス・バタム	百万ルピア 43,243	100%	医療機器の製造
(持分法適用関連会社) 株式会社ジェイ・オー・ファーマ	百万円 2,000	33.5%	医薬品の製造・販売

- (注) 1. ジェイ・エム・エス・ノース・アメリカ・コーポレーションに対する議決権比率のうち、49%はジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD. を通じた間接所有であります。
2. PT. ジェイ・エム・エス・バタムはジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD. の100%出資であり、間接保有の子会社であります。

③ その他

株式会社カネカとの間に、業務・資本提携契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機器、医薬品の製造・販売を主な事業内容とし、さらにその事業に関連する保守及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

システム別の主な取扱品目は次のとおりであります。

区 分	品 目 名
輸 液 輸 血 群	輸液セット、ニードルレスアクセスポート、栄養セット、血液バッグ、成分献血用回路、延長チューブ、シリンジ(注射筒)、注射針、翼状針 他
一 般 用 品 群	医療用手袋、不織布製品 他
透 析 群	血液透析装置、人工腎臓(ダイアライザー)、人工腎臓用血液回路、A V F 針(血液透析用針)、プレフィルドシリンジ製剤、腹膜透析液 他
循 環 器 群	膜型人工肺、人工心肺装置、人工心肺回路、ペースメーカー、血管造影用カテーテル 他
そ の 他	上記以外の取扱商品

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社・中央研究所	広島市中区加古町12番17号
東京本社	東京都品川区南大井一丁目13番5号
営業所	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
工場	出雲(島根県)、大野・三次・千代田(広島県)

② 子会社

ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD.	本社・工場	シンガポール
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	本社・工場	中国

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,698 名	859名増

- (注) 1. 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。
2. 従業員数が当期に859名増加しておりますが、その主な理由は、当社子会社であるP.T. ジェイ・エム・エス・バタムの雇用形態の変更による増員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,565 名	10 名増	39.9 歳	16.4 年

- (注) 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー計194名及び派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	2,000 百万円
株式会社もみじ銀行	1,105
株式会社山陰合同銀行	1,016
株式会社みずほコーポレート銀行	880
株式会社伊予銀行	845

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 49,466,932株（自己株式 693,451株を含む）

(注)当連結会計年度において実施した公募増資及び第三者割当増資により、発行済株式の総数は、5,622,000株増加しております。

(3) 株主数 6,334名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 カ ネ カ	4,947千株	10.14 %
財 団 法 人 土 谷 記 念 医 学 振 興 基 金	3,800	7.79
土 谷 佐 枝 子	2,015	4.13
社 会 福 祉 法 人 千 寿 会	2,000	4.10
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,790	3.67
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,722	3.53
大 下 産 業 株 式 会 社	1,142	2.34
J M S 共 栄 会	878	1.80
西 川 ゴ ム 工 業 株 式 会 社	760	1.56
株 式 会 社 も み じ 銀 行	732	1.50

(注) 1. 持株比率は、自己株式（693,451株）を控除して計算しております。

2. 当連結会計年度に実施した第三者割当増資により、株式会社カネカに対して普通株式（562,000株）を発行しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
奥 窪 宏 章	代表取締役社長	
村 上 克 宏	専務取締役	
谷 光 大	取締役相談役	
国 富 純	取締役	生産統括部長
泉 和 雄	取締役	研究開発統括部長兼薬事・品質保証担当
森 川 重 美	取締役	国際事業統括部長
栗 根 康 浩	取締役	営業統括部長
鈴 木 俊 弘	取締役	株式会社カネカ特命顧問
林 原 康 三	常勤監査役	税理士
早稲田 幸 雄	監査役	フマキラー株式会社社外監査役、公認会計士
池 村 和 朗	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役 鈴木俊弘氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 林原康三氏及び監査役 早稲田幸雄氏並びに監査役 池村和朗氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 常勤監査役 林原康三氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 早稲田幸雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 役職の異動
平成24年6月26日開催の取締役会において、取締役会長 谷光 大氏は、取締役相談役に新たに選定され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	138百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	15百万円 (15百万円)
合 計	11名	154百万円

(注) 平成12年6月29日開催の第35回定時株主総会において、取締役の報酬を年額170百万円以内と、また、平成4年8月27日開催の第27回定時株主総会において、監査役の報酬を年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役鈴木俊弘氏は、株式会社カネカの特命顧問を兼務しております。同社は、当社の主要株主であり当社と業務・資本提携契約を締結しております。

監査役早稲田幸雄氏は、フマキラー株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は、フマキラー株式会社との間に特別の関係はありません。

監査役池村和朗氏は、弁護士であります。なお、当社は、同氏の所属する広島中央法律事務所との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	鈴木俊弘	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	林原康三	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	早稲田幸雄	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	池村和朗	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会6回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	34百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、新株の発行に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っておりますが、その報酬額は上記②の額に含まれております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社都合のほか、当該監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、若しくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大なる支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議し、平成20年6月24日開催の取締役会で一部改定しております。

その内容は以下のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当の取締役の指揮、監督の下、全社横断的なコンプライアンス体制を確立する。コンプライアンス活動を一層充実させ、法令遵守の思想の徹底及び企業倫理の向上を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に基づき、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関連する資料等を書面又は電磁的媒体に記録し、適切に保存する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進において想定される様々なリスクについては、社内規程等に基づき責任担当部署を中心に適切に管理し、必要な対応を行う。

新たに生じたリスクについては、社長の直接指揮の下、必要に応じて責任者を定め、速やかにかつ組織的に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役、使用人が共有する全社的な目標及び効率的な達成の方法を取締役が定め、その達成に努める。取締役会は、その結果をレビューし、阻害要因の排除、低減などの改善策、施策を講じ、目標達成の確度を高める。

⑤ 財務報告に係る透明性・信頼性を確保するための体制

財務報告に係る透明性・信頼性を確保するため、基本的な方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、継続的な見直しを行う。

⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、当社グループに共通の企業憲章を定め、それぞれのグループ会社にコンプライアンス担当役員を任命し、グループの取締役・使用人一体となった法令遵守の思想の徹底及び企業倫理の向上を図る。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこと求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助する使用人を要請した場合は、職務に適した使用人が監査役の職務を補助する。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指示命令を受けず、取締役から独立してその職務を遂行する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を、また、監査役から要請がある場合はその事項を、速やかに報告する体制を整備する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と取締役の意見交換会、監査役と会計監査人との意見交換会を定期に開催する。また、監査役は重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、1965年（昭和40年）の創業当初より引き継がれている「人と医療のあいだに・・・」という創業精神の下、「患者様第一主義」を企業理念として掲げ、患者様のQOL（Quality of Life）の向上を目指した企業活動を推進することにより、当社グループの株主・患者様・医療従事者・取引先・地域住民等全てのステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有するものと考えます。

このような当社の企業価値の源泉が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます）の下においても、中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益は毀損されることとなります。したがって、大規模買付行為の目的からみて買取者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白である等、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる大規模買付行為は不適切であると考えます。

さらに、大規模買付行為の中には、1) 一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、2) 大規模買付行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、3) 大規模買付行為に対する賛否の意見又は買取者が提示する買取提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買取者との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。当社はこれらの大規模買付行為も不適切であると考えます。

当社は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、株主の皆様がその提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことを好ましいと考える反面、以上のように、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に反するおそれのある大規模買付や株主の皆様による適切な判断が困難な方法で大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する取組み

(イ) 企業価値向上への取組み

当社は、医療機器メーカーとして、創業以来独自の技術力とブランド力を培い、輸液・輸血分野、血液透析・腹膜透析分野、循環器分野といった幅広い医療領域において、たゆまぬ研究と製品開発の中から生み出した多種多様

な医療機器や医薬品を、高い品質と安全性を最優先に医療現場にお届けすることにより、患者様が安心して治療を受けることができる環境の提供に寄与してまいりました。

加えて、中長期的には、医療事故への非難の高まり、医療費の抑制、社会の高齢化等医療領域を巡る外部環境の変化を踏まえた三つの基本コンセプト、すなわち「医療の安全」、「医療の効率化」、「再生医療」を掲げ、当社の事業の方向性を明確にするとともに、選択と集中による経営資源の配分の見直しを継続的に進め、今後の収益基盤の確立に努めるとともに、積極的な事業投資、設備投資を行うことにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

そして当社は、こうした取組みの着実な遂行を通じて株主の皆様からの信頼と理解を得ていくことで、企業価値又は株主の皆様共同の利益をよりいっそう向上させることにより、基本方針の実現につとめてまいります。

(ロ)基本方針に照らし不適切な者による支配の防止のための取組み

当社は、当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）を取得し、当社の財務及び事業の方針の決定の支配を目指す者（以下「買収者」といいます）に対し、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、株主の皆様が、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を確保・向上させる大規模買付行為であるか否かについて、買収者の提案やそれに対する当社の取締役会の経営方針等について十分な情報を得たうえで、適切に判断を下すべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記①の基本方針を踏まえ、大規模買付行為がなされた場合について、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会

が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成23年4月20日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針継続のご承認をいただいておりますが、その後の法令の改正等も踏まえ、所要の変更を行ったうえで、これを継続することを平成25年4月18日開催の取締役会において決議いたしました。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

上記②の取組みは、買収者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されるものであることから、当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、上記②の取組みが当社取締役の地位維持を目的として取締役会により恣意的に運用されることを防止するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。また、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

なお、当社は、上記の「大規模買付行為に対するルール設定」及びその「ルールが順守されなかった場合の対抗措置」の構築につきましては、株主の皆様の賛同を得ることを条件としており、本定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針承認の件」を付議いたします。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	31,044	流 動 負 債	17,886
現金及び預金	4,153	支払手形及び買掛金	7,474
受取手形及び売掛金	15,026	短期借入金	3,237
商品及び製品	5,214	1年内返済予定の長期借入金	1,386
仕 掛 品	1,973	未 払 金	3,148
原材料及び貯蔵品	3,571	未払法人税等	503
繰延税金資産	515	製品保証引当金	6
そ の 他	594	賞与引当金	1,002
貸倒引当金	△5	資産除去債務	21
固 定 資 産	20,241	そ の 他	1,105
有形固定資産	16,029	固 定 負 債	3,936
建物及び構築物	4,150	長期借入金	2,393
機械装置及び運搬具	5,286	繰延税金負債	478
工具、器具及び備品	2,174	退職給付引当金	447
土 地	2,738	役員退職慰労引当金	51
建設仮勘定	1,678	資産除去債務	146
無形固定資産	734	そ の 他	418
投資その他の資産	3,477	負 債 合 計	21,823
投資有価証券	2,746	(純資産の部)	
繰延税金資産	118	株 主 資 本	30,189
そ の 他	616	資 本 金	7,411
貸倒引当金	△4	資 本 剰 余 金	10,362
		利 益 剰 余 金	12,687
		自 己 株 式	△271
		その他の包括利益累計額	△798
		その他有価証券評価差額金	286
		為替換算調整勘定	△1,084
		少 数 株 主 持 分	71
		純 資 産 合 計	29,462
資 産 合 計	51,286	負 債 純 資 産 合 計	51,286

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

科 目	金 額	百 万 円
売上高		49,068
売上原価		35,630
売上総利益		13,438
販売費及び一般管理費		11,844
営業利益		1,594
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	22	
持分法による投資利益	179	
受取家賃	15	
為替差益	141	
その他	96	462
営業外費用		
支払利息	75	
株式交付費	18	
支払手数料	54	
その他	27	177
経常利益		1,879
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	2	4
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産廃棄損	50	54
税金等調整前当期純利益		1,829
法人税、住民税及び事業税	692	
法人税等調整額	△143	548
少数株主損益調整前当期純利益		1,281
少数株主利益		3
当期純利益		1,277

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 6,522	百万円 9,473	百万円 11,755	百万円 △270	百万円 27,481
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	888	888			1,777
剰 余 金 の 配 当			△345		△345
当 期 純 利 益			1,277		1,277
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	888	888	932	△1	2,708
当 期 末 残 高	7,411	10,362	12,687	△271	30,189

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	百万円 31	百万円 △2,385	百万円 △2,353	百万円 56	百万円 25,184
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,777
剰 余 金 の 配 当					△345
当 期 純 利 益					1,277
自 己 株 式 の 取 得					△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	254	1,300	1,554	14	1,569
当 期 変 動 額 合 計	254	1,300	1,554	14	4,277
当 期 末 残 高	286	△1,084	△798	71	29,462

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	8社
主要な連結子会社の名称	ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE. LTD. 大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	1社
持分法を適用した関連会社の名称	株式会社ジェイ・オー・ファーマ

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産…定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～50年
機械装置及び運搬具	4～17年
工具、器具及び備品	2～20年

無形固定資産…定額法によっております。

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、その発生した連結会計年度において費用処理しております。

役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員の退職慰労金に関する内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司及びバイオニック・メディツインテック GmbHの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在の計算書類を採用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、近年の事業環境及び生産体制の変化に伴い、事業全体の操業状況は比較的安定してきており、今後、設備投資による投資効果が長期安定的に見込まれることが明らかとなったことから、生産実態に応じたより合理的な費用配分を図ることが経営実態をよりの確に反映するものと判断したこと、及び、更なるグローバル展開への取り組み等を鑑み、当社グループの会計処理の統一を図るために行ったものであります。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ812百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	1,741百万円
機	械	91
土	地	632
計		2,465

上記の資産（いずれも帳簿価額）は、長期借入金725百万円、1年内返済予定の長期借入金465百万円、短期借入金1,037百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 34,503百万円

3. 受取手形割引高 2百万円

4. 連結会計年度末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 349百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	43,844,932株	5,622,000株	—株	49,466,932株

(注) 増加株式数は、公募及び第三者割当による新株の発行によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

①平成24年6月26日開催の第47回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 172百万円
- ・1株当たり配当額 4円
- ・基準日 平成24年3月31日
- ・効力発生日 平成24年6月27日

②平成24年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 172百万円
- ・1株当たり配当額 4円
- ・基準日 平成24年9月30日
- ・効力発生日 平成24年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成25年6月25日開催予定の第48回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	195百万円
・ 1株当たり配当額	4円
・ 基準日	平成25年3月31日
・ 効力発生日	平成25年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は主として銀行等金融機関からの借入によっております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定等に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うなどしてリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理し、リスク低減を図っております。

なお、デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避する為に実需の範囲で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照下さい。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,153	4,153	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,026	15,026	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,298	1,298	—
資産計	20,479	20,479	—
(1) 支払手形及び買掛金	7,474	7,474	—
(2) 短期借入金	3,237	3,237	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	1,386	1,411	24
(4) 長期借入金	2,393	2,394	0
負債計	14,492	14,517	25
デリバティブ取引(*)	5	5	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当するものはありません。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,447百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	602円60銭
(2) 1株当たり当期純利益	29円41銭

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	23,478	流動負債	16,367
現金及び預金	2,227	支払手形	5,046
受取掛手形	4,236	買掛金	2,171
商品及び製品	8,729	短期借入金	3,140
仕掛品	4,398	1年内返済予定の長期借入金	1,386
材料及び貯蔵品	1,533	未払金	2,264
前払費用	1,617	未払費用	123
繰延税金資産	129	未払法人税等	434
未収入金	122	未払消費税	32
その他	408	預り金	1
固定資産	51	賞与引当金	122
有形固定資産	23	資産除去債務	850
建物	19,861	設備関係支払手形	21
構築物	11,221	固定負債	771
機械及び装置	2,525	長期借入金	2,986
車両運搬具	129	繰延税金負債	2,393
工具、器具及び備品	3,223	資産除去債務	120
土地	0	その他	146
建設仮勘定	1,547	負債合計	326
無形固定資産	2,580		19,354
実用新案権	1,214	(純資産の部)	
ソフトウェア	688	株主資本	23,698
その他の資産	364	資本金	7,411
投資有価証券	235	資本剰余金	10,362
関係会社株	89	資本準備金	10,362
関係会社出資	7,950	利益剰余金	6,197
関係会社出資	1,321	利益準備金	721
関係会社出資	3,073	その他利益剰余金	5,475
関係会社出資	0	別途積立金	4,300
関係会社出資	3,050	繰越利益剰余金	1,175
関係会社出資	0	自己株式	△271
関係会社出資	36	評価・換算差額等	286
関係会社出資	129	その他有価証券評価差額金	286
関係会社出資	343		
関係会社出資	△4	純資産合計	23,985
資産合計	43,339	負債純資産合計	43,339

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	39,758
売上原価	28,461
売上総利益	11,296
販売費及び一般管理費	9,895
営業利益	1,400
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	92
受取家賃	34
貸倒引当金戻入額	1
その他	45
営業外費用	
支払利息	71
株式交付費	18
支払手数料	54
為替差損	0
その他	10
経常利益	1,418
特別利益	
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	2
特別損失	
固定資産廃棄損	48
税引前当期純利益	1,374
法人税、住民税及び事業税	539
法人税等調整額	△104
当期純利益	939

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金
当 期 首 残 高	百万円 6,522	百万円 9,473	百万円 —
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	888	888	
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
別 途 積 立 金 の 積 立			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	888	888	—
当 期 末 残 高	7,411	10,362	—

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	利益準備金	その他利益剰余金			
別途積立金		繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	百万円 721	百万円 4,300	百万円 581	百万円 △270	百万円 21,329
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					1,777
剰 余 金 の 配 当			△345		△345
当 期 純 利 益			939		939
別 途 積 立 金 の 積 立					—
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	593	△1	2,369
当 期 末 残 高	721	4,300	1,175	△271	23,698

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	百万円 31	百万円 31	百万円 21,360
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,777
剰 余 金 の 配 当			△345
当 期 純 利 益			939
別 途 積 立 金 の 積 立			—
自 己 株 式 の 取 得			△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	254	254	254
当 期 変 動 額 合 計	254	254	2,624
当 期 末 残 高	286	286	23,985

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～50年
機械及び装置	4～17年
工具、器具及び備品	2～20年

無形固定資産…定額法によっております。

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用…均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、近年の事業環境及び生産体制の変化に伴い、事業全体の操業状況は比較的安定してきており、今後、設備投資による投資効果が長期安定的に見込まれることが明らかとなったことから、生産実態に応じたより合理的な費用配分を図ることが経営実態をよりの確に反映するものと判断したこと、及び、更なるグローバル展開への取り組み等を鑑み、当社グループの会計処理の統一を図るために行ったものであります。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ647百万円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	1,644百万円
土	地	619
計		2,263

上記の資産（いずれも帳簿価額）は、長期借入金725百万円、1年内返済予定の長期借入金465百万円、短期借入金940百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 27,419百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳額

建	物	110百万円	
構	築	物	27
機械及び装置		82	
工具、器具及び備品		8	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	886百万円
短期金銭債務	596

5. 事業年度末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受 取 手 形 349百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	4,958百万円
仕 入 高	4,883
その他の営業取引高	275
営業取引以外の取引高	109

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普通株式	688,242株	5,209株	一 株	693,451株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び減損損失の否認額等であり、評価性引当金は429百万円であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産の他、工具、器具及び備品、機械及び装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	491円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	21円62銭

独立監査人の監査報告書

平成25年5月10日

株式会社 ジェイ・エム・エス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 更三 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前田 貴史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
監査人は、独立の立場から、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類の監査を実施した。この監査は、合理的に期待される監査手続の範囲で実施される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類の監査を実施し、この監査に基づき、重要な虚偽表示がない連結計算書類の作成及び運用が一般的に公正妥当と認められることを確認し、意見を表明する責任を負わない。監査人は、監査手続の範囲で実施される監査に基づき、重要な虚偽表示がない連結計算書類の作成及び運用が一般的に公正妥当と認められることを確認し、意見を表明する責任を負わない。

監査人は、監査手続の範囲で実施される監査に基づき、重要な虚偽表示がない連結計算書類の作成及び運用が一般的に公正妥当と認められることを確認し、意見を表明する責任を負わない。監査人は、監査手続の範囲で実施される監査に基づき、重要な虚偽表示がない連結計算書類の作成及び運用が一般的に公正妥当と認められることを確認し、意見を表明する責任を負わない。監査人は、監査手続の範囲で実施される監査に基づき、重要な虚偽表示がない連結計算書類の作成及び運用が一般的に公正妥当と認められることを確認し、意見を表明する責任を負わない。

監査意見
当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されているとおり、会社は有形固定資産の減価償却方法を変更している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月10日

株式会社 ジェイ・エム・エス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 更 三 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 前田 貴 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し、適正に表示することにある。これを作成し、適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったが、監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がなされているかどうかを合理的に保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することとを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するための適当な表示及びその適用方法を検討すること、また、監査には、経営者が採り得た状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されているとおり、当該会社は有形固定資産の減価償却方法を変更している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月16日

株式会社ジェイ・エム・エス 監査役会

常勤監査役 林 原 康 三 ㊟

監査役 早稲田 幸 雄 ㊟

監査役 池 村 和 朗 ㊟

(注) 監査役林原康三、監査役早稲田幸雄及び監査役池村和朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

